

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年7月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900105号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900031号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額
訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成12年11月10日から平成13年10月1日まで

A社に勤務していた平成12年11月10日から平成13年10月1日までの期間について、同
年10月以降と同じく同社から20万円程度の給与が支給され、標準報酬月額20万円に見合う
厚生年金保険料を控除されていたため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について平成13年10月以降の標準報酬月額と同じく20万円程度の給
与がA社から支給されていた旨陳述しているほか、請求者と同様の業務に従事していたとする
同僚は、自身の給与も20万円程度だったため、請求者も同程度の給与の支給を受けていたと
思う旨回答している。

一方、オンライン記録によると、A社における請求者の資格取得時(平成12年11月10日)
の標準報酬月額は、当初18万円と記録されていたものの、平成12年12月27日付けの処理で
13万4,000円に訂正されたことが記録されているところ、事業主は、当時の担当者が退職して
いるため請求者の資格取得時の標準報酬月額が訂正された経緯については不明であり、請求者
の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額についても、会社を移転した際に古い帳簿等の資料
を処分し請求期間当時の記録がないため不明である旨回答している。

また、日本年金機構に照会したが、請求期間当時の届出書類について保存期限を経過してお
り保管されていないため、前述の資格取得時の標準報酬月額が訂正された経緯は確認できない
旨回答があり、複数の同僚への照会においても、前述の資格取得時の標準報酬月額が訂正され
た経緯について確認することができない。

さらに、請求者が、A社において採用面接担当者だったと記憶する者及び経理全般を担当し
ていたと推認される者について、オンライン記録の住所に照会文書を送付したが、宛所不明の
ため届かず、請求期間当時に請求者に係る標準報酬月額が訂正された経緯を確認することがで

きない。

加えて、請求期間における請求者の厚生年金保険料の控除について、事業主及び複数の同僚に照会したが、請求者が請求期間においてオンライン記録の標準報酬月額よりも高額な標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことを裏付ける具体的な回答及び資料は得られなかった。

また、C市は、保存期限経過のため課税資料を提供できない旨回答していることから、請求者に係る請求期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について推認することができない。

このほか、請求期間において、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。